平成30年度指定障害福祉サービス事業者等(日中系・居住系・障害児支援)の実地指導の結果について

※関係法令、事業者指定・登録基準関係通知等は、障害福祉サービス課のホームページに掲載しています。

1 報酬請求に係る事例

ア 加算算定に必要な要件(児)

口児童指導員等加配加算(I) 報酬告示

基準上必要となる従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を<u>常勤換算で1名以上配置すること</u>(理学療法士等、児童指導員等を算定する場合にあっては、従業者の総数のうち、<u>児童指導員等又は</u>保育士を常勤換算で2名以上配置することも要件)。

(例)

職員	勤務形態	月	火	水	木	金
児童指導員A	常勤					
児童指導員B	非常勤			休		休
保育士C	非常勤	☆	\Rightarrow		休	
保育士D	非常勤	☆	休	☆	☆	☆

月~金営業、13時~17時サービス提供(利用者10名)

従業員の所定労働時間9時~18時(休憩1時間)

学勤職員の週所定労働時間40時間の場合

■が基準人員となり、それ以外の従業者による勤務である☆が加配の常勤 換算に含められる勤務時間となります。

この場合、1週あたり、☆(8時間勤務)×6回=48時間加配となり、1か月を4週とすると、48時間×4=192時間加配となります。

常勤職員の1か月の所定労働時間が160時間であれば、192÷160=1.2 となり、常勤換算で1名以上を満たします。

また、加配分は全て保育士を配置しているため、児童指導員等加配加算(I)の理学療法士等の区分が算定できます(上記例では、従業者の総数のうち、児童指導員等又は保育士を常勤換算で2名以上配置する要件も満たしています)。

口利用者負担上限額管理加算 報酬告示

上限額管理事業所のみを利用し、他の事業所の利用がない月は算定不可。

イ 加算算定に必要な要件(日中)

□送迎加算(Ⅰ) 留意事項通知第二の2(6)(4)

1回の送迎につき、平均10人以上(ただし、利用定員が20人未満の事業所にあっては、1回の送迎につき、平均的に定員の100分の50以上)が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施していること。

ウ 加算算定に必要な要件(共通)

□欠席時対応加算 報酬告示

急病等により利用を中止した際に、利用を中止した日の<u>前々日、前日又は当日</u>に中止の連絡があり、利用者又はその家族等との<u>連絡調整その他の相談援助の実施</u>とともにその相談内容を記録した場合に算定すること。

欠席に関する記録は、以下のとおり。

- ① 欠席連絡のあった日
- ② 連絡してきた相手
- ③ 連絡を受けた対応者
- ④ 欠席の理由
- ⑤ 当日の利用者の状況
- ⑥ 次回の利用日等

2 人員基準違反

ア 従業員の員数(共通)

- 口指定基準上必要な従業員を確保すること。
- 口人員欠如の未然防止を図るよう努めること。

イ その他(共通)

- □事業者と適正な雇用契約を締結した従業員がサービス提供に当たること。 (主な事例)
 - ▼契約期間が期限付きの従業者について、実態としては現在も雇用されているが、紙面上は契約期間が終了している。
 - ▼雇用契約書の勤務時間が未記入となっている。
 - ▼従事すべき業務に関する事項が記載されていない。
 - ▼職員に対する辞令等の交付がなく、任命状況が不明確となっている。
 - ▼雇用契約書に就業場所が明示されておらず、職員配置の状況が不明確であった。

3 その他の基準違反

ア 重要事項の掲示(者・日中・児)

事業所内の見やすい場所に以下の掲示をすること。

- ・ 運営規程の概要
- ・ 従業者の勤務の体制
- 協力医療機関
- 苦情解決の相談窓口、体制及び手順等
- その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

イ 変更の届出(共通)

□事業所の名称及び所在地その他の厚生労働省令で定める事項に変更があっ

たときは、10日以内にその旨を千葉市長に届け出ること。

- サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の氏名等
- 運営規程
- ※本市ホームページに掲載の「変更届提出書類一覧」を確認。
- ウ 個別支援計画の作成(共通) 者基準省令第58条、児基準省令27条
 - 口個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者(児)の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者(児、及びその保護者)の希望する生活並びに課題等の把握(アセスメント)を行うこと。
 - ロアセスメントに当たっては、利用者(児及びその保護者)に面接をすること。
 - 口個別支援計画の作成に当たっては、サービス提供に当たる担当者等を招集して会議を開催し、個別支援計画の原案について意見を求めること。また、会議の日時、参加者及び内容等を記録し、保管すること。
 - 口個別支援計画は、<u>サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者</u>が作成すること。

○個別支援計画への位置づけが加算算定要件になっているもの(児発・放デ)

加算の種類	その他注意点					
家庭連携加算						
事業所内相談支援加算	個別支援計画作成に当たってのモニタリングのための面談とは明確に分けること。					
訪問支援特別加算						
延長支援加算	保育所等の子育て支援に係る一般施策で の受け入れ先が不足している等の延長し た支援が必要なやむを得ない理由があ り、かつ、原則として当該理由が障害児 支援の利用計画に記載されていること。					
医療連携体制加算	平成21年度障害福祉サービス報酬改定 に係るQ&AVOL.2問1-7					

- 工 個別支援計画の見直し(共通) 者基準省令第58条、児基準省令27条 計画見直しの時期の目安は、サービス種類ごとに異なる。見直しの結果、必要な場合は、計画の変更を実施する。また、計画の見直しに当たっては担当者の間で会議を開催するとともに、見直しの内容について利用者(児、及びその保護者)の同意を得ること。
 - ・療養介護、生活介護、共同生活援助、就労継続支援、障害児通所支援 ⇒6月に1回以上。
 - 自立訓練(機能・生活)、就労移行支援⇒3月に1回以上。

才 身体拘束実施に必要な手続(共通) 者基準省令第73条、児基準省令第44条 やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者 (児)の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する こと。また、拘束を継続する必要性があるかどうか定期的に検討を行い、その検討記録を残すこと。

カ 領収書及び代理受領の通知(共通)

者基準省令第23条·第82条、第児基準省令第23条·第25条 利用者から金銭の支払を受けた場合には領収書を、市から法定代理受領を行う介護給付費等の支給を受けた場合には、その額を利用者(障害児通所支援の場合は通所給付決定保護者)に通知する。

(例)

くいり											
				_			<u> </u>	Z 成	年	月	
(支給	決定隨	害害	等氏名)	様							
					住	所					
				事業	者(所	在地)					
					氏	名				E)
					(名	称及び	代表者氏名	3)			
介護給付費・訓練等給付費代理受領のお知らせ											
以下のとおり介護給付費・訓練等給付費を代理受領したので、お知らせします。											
以下	0) 2	なりり	「護給付費	・訓練寺	治忉黄	と代理	受領しに0) C.	お知ら	せしま	9.
						エ					П
金額						千					円
平成	年	月ヶ									
	サ	_	· Ľ	ス	名	金	額	摘			要
内											
訳											
U/ \											

- | 柱 秘密保持等の措置(共通) 者基準省令第36条、児基準省令第47条 事業者は、従業者等が在職中及び退職後においても、その業務上知り得た利 用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、事業所等で定める就業規則、 秘密保持規程等に明記したうえで、さらに以下の措置を取ること。
 - 雇用契約書に記載

- ・ 守秘義務の誓約書を作成 等
- ク 従業員の研修の実施(共通) 者基準省令第68条、児基準省令第38条 従業者の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や、事業所内での研修への参加の機会を計画的に確保すること。また、内部研修として、<u>虐待防止や身体拘束廃止に関する研修</u>を実施するとともに、その記録を作成すること。
- ケ 非常災害対策(共通) 者基準条例第70条、児基準省令第40条 非常災害に際して必要な具体的計画を策定し、関係機関への通報及び連絡体制を整備するとともに、定期的に避難、救出等の訓練を実施すること。
- □ 従業員の健康診断(共通) 労働安全衛生規則第43条·第44条 事業者は、常時使用する従業者(※従業者のうち、事業者負担で健康診断を 実施する必要のある対象については、厚労省の示す基準を確認すること。)に対 し、一年以内ごとに一回、定期に、医師による健康診断を行うこと。なお、健 康診断の受診後においては、その結果を確認し記録を残すなど、従業者の健康 管理と感染症予防に努めること。

また、職員の雇用時に健康診断を実施するか、又は採用前3か月以内に健康診断を受けた者がいる場合には、結果を証明する書面を提出させること。

- サ 契約支給量の報告等(児) 基準省令第13条 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。
- ス 記録の整備(共通) 者基準省令第42条等、児基準省令第54条 従業者、設備、備品、会計、支援の提供に関する記録を整備し、支援の提供 に関する記録は5年以上保存しなければならない。
- セ サービス提供の記録(日中・GH) 基準省令第19条 サービスを提供した際は、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項に ついて記録し、利用者からサービスを提供したことについて、確認を受けること。(実績記録票への利用者確認印の押印等)
- 「ソ 工賃の支払等(日中)」 基準省令第85条、第201号
 生産活動に従事する者には、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うこと。(剰余金を発生させない。)
- 夕 利用者負担額等の受領(者・日中・GH) 基準省令第82条·159条·第210条の4 利用者から受領する費用の種類及びその額について、運営規程に記載するこ

と。

なお、共同生活援助において、敷金・礼金・保証金については、入居者から 受領できる費用として認められていないので、受領してはならないこと。

チ 食事の提供(日中) 基準省令第86条

利用者へ食事を提供する際は、利用者の心身の状況及びし好を考慮すること。(し好調査の実施等)

4 その他注意事項

従業員の退職等で加算の算定ができなくなった場合は、速やかに体制届を提出し、加算体制を変更すること。体制の届出が間に合わず、既に届出ている体制と 異なる請求をする場合は、障害福祉サービス課に連絡すること。